

## 2024年4月からの法定雇用率の変更その他の障害者雇用の変更点

今月号は、障害者雇用における4月からの変更点と、参考情報をご紹介します。

### 1. 法定雇用率が2.5%に

法定雇用率は令和8年7月に2.7%となるまでに段階的に引き上げられる予定となっていますが、令和6年4月からは2.5%になります。企業規模では常時雇用40人以上の事業場に、1人以上の障害者の方を雇用することが義務付けられ、また、雇用状況報告の対象となります。

### 2. 特定短時間労働者の実雇用率0.5カウント

週所定労働時間が10時間以上20時間未満(特定短時間労働者)であっても重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方であれば、実雇用率上、1人をもって0.5人と算定するようになります(下図太枠部分)。

この変更により週10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に支給される特例給付金は、令和6年4月1日をもって廃止となります。

なお図※部分の特例(週所定労働時間20時間以上30時間未満の精神障害者の方を1人とカウント)は令和5年4月1日から当分の間延長されており、雇入れ等からの期間に関わらず1人とカウントすることとなっています。

図)雇用率制度における算定方法(太枠が変更部分)

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満 (短時間労働者)	10H以上20H未満 (特定短時間労働者)
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 → 1 ※	0.5

※当分の間、延長

### 3. 障害者雇用調整金・報奨金の支給調整

法定雇用率超過の事業場については、障害者雇用調整金または報奨金の対象となりますが、今後、一定人数を超えたら単価が引下げられます(表を参照)。

障害者雇用調整金	10人まで 29,000円	10人超 23,000円
報奨金	35人まで 21,000円	35人超 16,000円

令和6年度の実績に基づく、令和7年度の調整金や報奨金の支払いから適用されます。

### 4. 助成金

加齢により職場への適応が困難となった中高年齢等障害者(35歳以上の者)の雇用継続支援ほか、現行の助成金の拡充及び新設が行われる予定で、令和6年4月までには示されるとのことです。

(参考)障害者雇用を取り巻く状況について

#### ①障害者雇用ビジネス

令和5年4月に障害者雇用促進法の改正があり、事業主の義務に、障害者である労働者の職業能力の開発・向上に関する措置を行うことが追加されました(努力義務)。同時期に厚生労働省は障害者雇用ビジネス(農園やサテライトオフィス等の障害者の就業場所となる施設・設備及び障害者の業務の提供等を行う事業)の実態調査を行い、障害者が活躍できる職場環境の整備や雇用管理のため事業主が行うことが望ましい取組のポイントについてリーフレットを出しています。

障害者雇用ビジネスを利用あるいは検討する際には、内容をご確認ください。

#### ②障害者差別解消法による合理的配慮の義務化

雇用する障害者への合理的配慮は、障害者雇用促進法にて既に義務化されていますが、令和6年4月からは、日常生活及び社会生活全般に係る分野(例えばお客様や消費者等)での合理的配慮の提供が、改正障害者差別解消法により義務化されます。(現在は努力義務)

労働者からの相談窓口と、外部からの相談窓口は異なると推測されますが、合理的配慮や対話のノウハウについては共有したいものです。